

「兵を乗せ黄土の起伏死面なす」
 〈以上三句 三鬼〉
 「病院船工人猫を抱けり航く」
 「安死術野戦の谷の蟹にある」
 「磐と餓糸磐と墜ち磐に立ち勝つ」
 〈以上三句 静塔〉

二人は、はじめから、これらの戦争（前線）俳句は嘘俳句であると断って発表していた。彼らの「戦争俳句」作品中の「語り手」がニュース映画のナレーターと同様の第三者の語りを用いて作品を作っているのが特徴である。俳句作品には本来かくあるべきと宿命づけられていると信じられていた種々の制約があり、且つ身の出来事や作者本人の経験する範囲内での感情や心理の動きなどを詠むことが作品作成の限界であるとされているのが俳句の命題であると考えられてきたが、それを“私俳句”であるにとらえ、その狭い領域を脱却、あるいは脱出することが三鬼や静塔らの課題であったようである。彼らは戦争俳句を詠むに当り、第三者の語り手を利用することにより、「私俳句」の領域を脱却、あるいは脱出することには、一応成功したかの如く見える部分もあったと言えよう。そして、さらには彼らが追及したものが、単純な反戦や平和のような政治的なイデオロギーではなかったのである。実際に参加したこともない戦争を詠むことを通して、第一に何か新しい俳句技術を発見あるいは生みだそうをしていたに違いないのである。それらは何であったのだろうか。いずれにしても、かれらにとってその解答を見出すには時間が不足していたと言わざるを得ないかも知れない。そして、第二に「戦争」の本質

が我々の眼前で行われている戦場のできごととは異なる次元のものではないかとするにも、彼らの思考が向けられ始めていたことにも注意すべきであるが、それについても遂には明確にはされなかったと言ってよい。

そのことも含めて、「戦争」という現実に直面した三鬼や静塔らの俳句形式が、新興俳句の方法の文芸的卑小と脆さを露呈しているものとの表現史上の批判的評価は率直に受け入れなければならないだろうとする意見も大きい。

戦争俳句の彼らの志向した作品論については一先ずさて置いて、彼らの机上で作成される「戦争俳句」に対しての世間からの批判は以上の通りであったが、以上とは別の観点から、治安維持法と言う法律が日中戦争の最中、太平洋戦争開戦直前の時期に、「戦争俳句」を詠んでいた三鬼や静塔を含む「京大俳句」、そして全国の新興俳句派の俳人たちの活動を一括して一挙に停止せしめた。治安維持法違反の理由付けのひとつとして彼らの「戦争俳句」が重要な要件として俎上に乗せられたのである。

そして三鬼や静塔らの所属した新興俳句の活動は、部分的にはともかく、戦後になっても二度と再び日の目を見ることはなかったのである。そのような風潮の中、断片的でわずかではあるが、彼らの「戦争俳句」には、俳句形式に付加された数々の技法を生み出す母体であったという評価もあり、その功績に眼を瞑るのは怠慢である。今後、その掘り起こしをすべきであろう。

（平成29年12月六史学会合同例会）

陸軍看護制度の成立過程

——橋本綱常の上申を中心に——

鈴木 紀子

明治政府は国家建設の目標を、国家的に独立し、国際社会において欧米列強と肩を並べる強国をめ

ざし、1871（明治4）年には鎮台制をとり、1873（明治6）年には徴兵令を發布した。同時に陸軍武

官官等表の下士に、看病人（一等看病人は曹長と、二等看病人は軍曹と、三等看病人は伍長と同等となる）に位置づけ、兵卒に看病卒を置き、看病人・看病卒の教育を開始した。

看病人・看病卒の職域は、衛戍地勤務・隊付勤務・野戦衛生部隊勤務・官衙などの機関勤務と、大きく4つに区分されていた。徴兵制導入後も、職域により壯兵（志願兵）が配属されており、徴兵と壯兵の違い、職域の違いは、欠員補充に不都合を生じていた。その影響は、1877（明治10）年に起こった西南戦争で、看病人・看病卒の不足から表面化し、看病卒の補充制度を確立することは、陸軍の喫緊の問題となった。そのため、陸軍軍医本部長が中心となり、徴兵看病卒を徴集するための検討と制度整備が始められた。

さらに、1881（明治14）年の政変（明治23年国会開設の勅諭）が起こったことで、政府は1890（明治23）年を期限として、議会を開催する方針を明らかにした。その方針決定は、それ以前に軍事システムの整備を終わらせておく必要性が生じたことを意味した。また1882（明治15）年、壬午事変が勃発したことで、政府は1885（明治18）年から10年にわたる軍備拡張計画を策定する。陸軍においても、看病人・看病卒の必要人員と必要経費についての試算を行い、衛生部の戦時編制樹立に向けた改革を本格的に始める。

すでに1880（明治13）年に、歩兵連隊に三等看病人1名、看病卒3名と、隊付き勤務の定員が初めて示されており、1883（明治16）年の「明治十六年徴兵看病卒取扱手続」では、さらに階級別、職域別の定員が定められた。その結果、全国6つの陸軍病院では、一等看病人7名、二等看病人27名、三等看病人67名、看病卒551名が必要であることが明らかとなった。また、看病卒の教育内容と教育期間（基本訓練3ヶ月、臨床における看護訓練3ヶ月の計6ヶ月）も定められ、翌1884（明治17）年には、看護長・看護卒と改称された。陸軍衛生制度史では、これらを「看護制度の第一次改革」としている。

1885年、対外戦争を視野に入れた軍備拡張政策を進める陸軍は、兵制をフランス式からドイツ

式に変更し、鎮台制を師団編制とした。そして同年、医務局長に橋本綱常（1845～1909）が就任し、綱常は、衛生要員である看護長・看護卒の補充システムを構築するため、現行制度の問題点を指摘し、改革案を上申していく。その要旨を以下に列挙する。

1. 徴兵看護卒と壯兵看護卒を「陸軍看護卒」として、命令系統・配属・階級・教育内容を統一し、隊付き看護卒の人員を確保する。
2. 手術機械器具などの手入れを担当する器械掛に配属されている看護卒を、研磨技術をもつ雇人に変更することで、隊付看護卒に配属できる徴兵看護卒を、増員確保する。
3. 負傷兵の護送を担当する「補助看護卒」を、看護卒より教育期間が短い3ヶ月で育成することで、看護卒が医師とともに治療に専念できる体制を確立する。
4. 徴兵看護卒の軍人としての士気を高め、高度な看護学を修得した看護卒を育成するため、教育期間を6ヶ月から1年（基本訓練6ヶ月、臨床における看護訓練6ヶ月）に延長する。
5. 看護学教育を終えた者に卒業試験を導入し、合格基準を設け、高度な看護技術を維持できるように「看護学修業兵」として登録する制度を設ける。
6. 病院配属の看護卒を雇人とすることで、看護舎も不用となり、経費削減となるだけでなく、各隊に配属できる看護卒の人員確保が可能となる。
7. 治療上、看護卒という身分では患者からの信用上においても不都合を生じており、上等兵と同等として、名称を「看護手」と改める。

これらの上申の結果、1887（明治20）年2月5日「担架術教育規則」「担架卒選抜及教育復習規則」、12月28日「陸軍看護卒教育規則」、1888（明治21）年12月1日「陸軍看病人磨工召募準則」、12月24日「陸軍衛生部現役看護手補充条例」「陸軍衛生部現役下士補充条例」、12月25日「陸軍看護学修業兵教育規則」が制定された。これらの制度制定は、「看護制度の第二次改革」とされている。

橋本の改革によって、戦時に必要とされる衛生要員の看護卒を召集し、欠員が生じたときは確実に補充できるシステムが確立され、1890（明治

23）年までに戦時編制表が製作され、衛生部の戦時編制が樹立された。

（平成29年12月六史学会合同例会）

自筆資料からみる曲直瀬道三の医学と医療

町 泉寿郎

筆者は、2017年6月10～11日に京都大学で開催された第118回本学会学術大会において第29回矢数医史学賞を受賞する荣誉に浴した。筆者がその代表著者として受賞した受賞対象の書籍は、論文集『曲直瀬道三と近世日本医療社会』（武田科学振興財団杏雨書屋、2015年）であり、計15人の著者による28本の論文等から構成される。道三・玄朔に関する文献資料、および従来の研究蓄積は膨大な量にのぼるが、杏雨書屋には藤波剛一旧蔵にかかる今大路家文書をはじめとして、研究の基盤となる最重要資料が多く収蔵されている。そこで、本書では論文だけでなく、杏雨書屋所蔵の曲直瀬家資料の目録や曲直瀬道三の落款・印章など、資料編の充実に努めた。

そして筆者自身の論考としては、総論として①「曲直瀬流医学の伝承——その成立・展開・再評価——」と、資料として②「曲直瀬家肖像」（共著）、各論としては『啓廸集』の古写本の訓点・訓法を問題にした③「策彦周良「題辞」・曲直瀬道三「自序」」、④「曲直瀬道三と『黄素妙論』」、⑤「曲直瀬養安院家と朝鮮本医書」、⑥「曲直瀬道三の臨床と診断に関する覚書一附。甘静軒問・道三答『師弟問答』翻刻」の6編を執筆した。

今回の例会報告では、まず道三の医療の実例をよく示す資料として、⑥において取り上げた『師弟問答』を紹介し、「察証弁治」と言われる道三の診断・治療がどのように行われていたのかを見てみよう。

『師弟問答』（請求記号・新杏1607）は、道三の門人である甘静軒と道三の間で交わされた往復書簡を卷子仕立てにしたものであり、もと六巻あったもののうちの第四巻に相当する。第四巻は、半

紙26枚を1巻に装丁しており、その内訳としては、宛先が明記されているものは計7通にとどまり、道三から甘静軒に宛てた書簡4通、甘静軒から道三に宛てた書簡3通であるが、その他も内容から見て甘静軒と道三の間で取り交わされた書簡と考えて差し支えない。

書かれた年代は、第三紙の甘静軒書簡「永元戊午七月十九日（＝永禄元年1558）」、第16紙に「永禄四辛酉歳（1561）三月廿八日出来申候」とあることから、道三50歳代の永禄のはじめ頃と推定される。

甘静軒という人物について得られる情報はあまり多くないが、第15紙（甘静軒宛道三書簡）に「平野東坊 甘静軒」となることから、大坂の平野熊野権現の東坊にいた人物であると考えられる。

この『師弟問答』に関連の深い資料に、京都大学富士川文庫所蔵の『翠竹翁問答』がある。『翠竹翁問答』は末題に「甘静老問答書」とあり、また『師弟問答』第23紙と『翠竹翁問答』第17丁裏、『師弟問答』第25紙と『翠竹翁問答』第10丁裏～11丁表など、その内容が文言まで一致する部分が見いだせることから、卷子本『師弟問答』は後に『翠竹翁問答』として編集されるものの原本であることがわかる。他方からいえば、従来その成立過程が明らかでなかった『翠竹翁問答』は、道三と甘静軒との師弟間に交わされた往復書簡を編集したものであることが確認でき、道三の実際の診断を伝える資料として十分な信憑性を持つ資料であると言える。『翠竹翁問答』には、出来合いの処方を使用するのではなく、証ごとに適応する薬方を考えて処方を決定することが「当流医学」の真骨頂であるとする、道三の次のような言